

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

■令和4年(2022年)10月1日から令和7年(2025年)9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
 そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

■配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】


例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ⑤(③-④)	2,000円

配慮措置
 1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

⚠️ ご注意ください! 書類は必ず郵送でお届けします

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。





マイナンバーカードの保険証利用が始まっています!

事前に登録をすることで、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました。対応開始時期は医療機関によって異なります。対応している医療機関については、厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)で公表しています。

- マイナンバーカードに「利用者証明用電子証明書」の搭載が必要です。

▶初回登録の詳細はマイナポータルを確認しましょう

マイナポータル 保険証利用 初回登録





※セブン銀行ATMでも手続きが可能です。

【お問い合わせ】
神奈川県後期高齢者医療広域連合 0570-001120
 保険証台紙(宛先右記)の市区町村窓口

(2022年9月発行) 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります



■2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

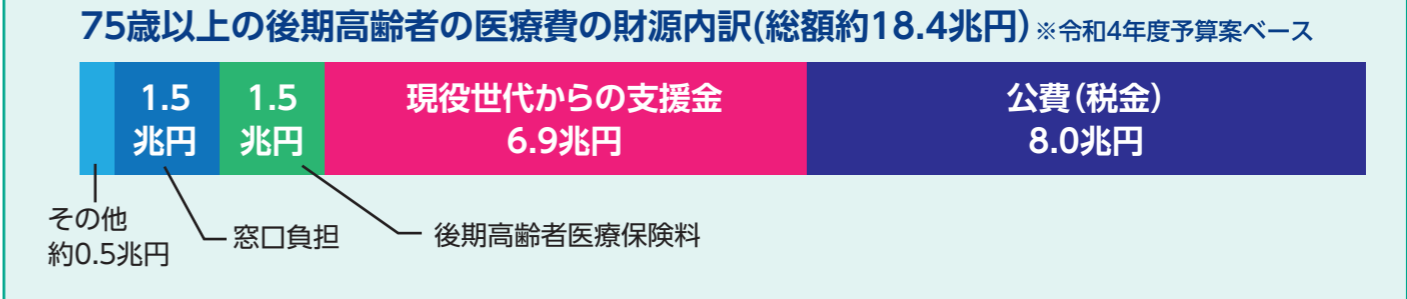
■変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方*です。 ※神奈川県では約28.4%の見込み

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

} 被保険者全体の約20%*

見直しの背景

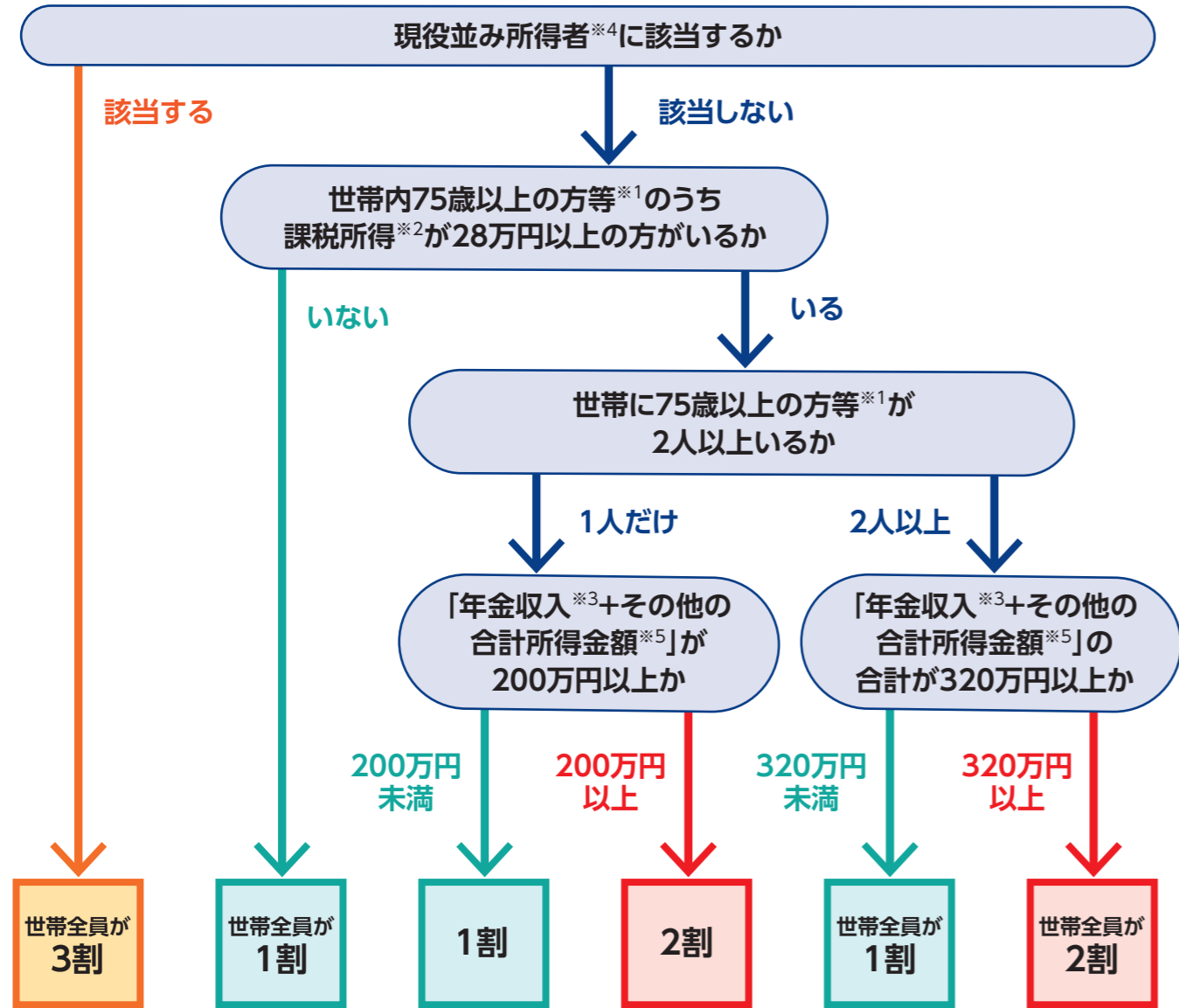
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。

- 毎年8月1日に前年中の所得をもとに、判定されます。
- 住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

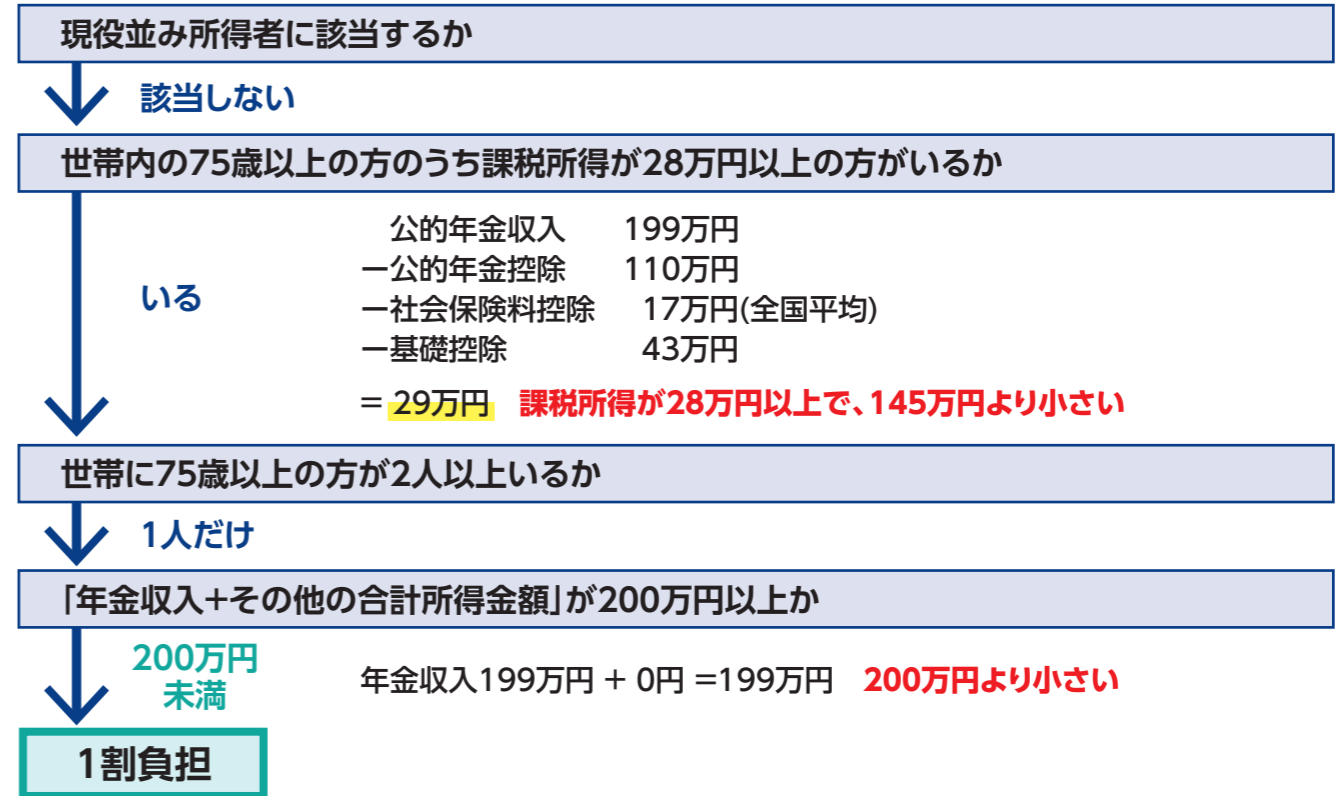


※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
 ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。
 ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)
 ※5 「その他の合計所得金額」とは、所得税や住民税の対象となる10種類の各種所得のうち、公的年金等の収入金額以外の収入金額から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の所得金額を合計したものです。合計したものがマイナスの場合は、0円となります。

窓口負担割合2割のモデルケース

2ページ目を元に、課税所得や年金収入の計算方法と判定方法を例示しました。

【例1】75歳以上の方が1人の世帯で、公的年金収入199万円のみ、社会保険料控除17万円の場合



【例2】75歳以上の方が2人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除21万円、配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円の場合

